

平成27年4月30日(木曜日) 第 2688 号

癷 行 禬

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

	-	頁
I		•
、園条例施行規則の一部を改正す		
	(自然環境課)	1
取締細則の一部を改正する規則	(家畜防疫対策課)	3
₹		

次

○宮崎県立自然公 る規則………… ○動物用医薬品等 告 示 ○指定障害児通所支援事業者の指定………(障がい福祉課) 4

目

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療 ○有害興行の指定…………(こども家庭課) 4

○特定計量器の定期検査の実施…………(商工政策課) 5 ○土地収用法に基づく事業の認定…………(用地対策課) 5

公

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市					
町村の意見	(商	工政	策談	果)	6
○狩猟免許試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(自:	然環	境認	果)	6
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査					
の実施・・・・・・	(	//		)	7
○基本測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••	(管	理訓	果)	10
○基本測量終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••	(	″	)	10
○落札者等の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •		••••		•10
企業局企業管理規程					
○企業局公有財産取扱規程の一部を改正する企業					
管理規程	••••		••••	• • • •	·10
教育長訓令					
○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令	• • • • •		••••		·12
正 誤					

○平成27年4月16日付け県公報(第2684号)中……13

#### 規

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第36号

#### 宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県立自然公園条例施行規則(昭和52年宮崎県規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(執行の協議又は認可の申請)

第5条 「略]

2 「略]

3 条例第7条第5項に規定する知事が定める書類は、次の各号に 掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあって は、第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体の行う 公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号から第8号まで及 び第11号に掲げる書類を除く。

(1)~(4) [略]

- (5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設 が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。
  - )を明らかにした縮尺 1,000分の1以上の各階平面図、2面以 上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排 水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにし た縮尺 1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

(7)~(11) [略]

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第6条 条例第7条第6項ただし書に規定する知事が定める軽微な|第6条 条例第7条第6項ただし書に規定する知事が定める軽微な

改正後

(執行の協議又は認可の申請)

第5条 「略]

2 [略]

3 条例第7条第5項に規定する知事が定める書類は、次の各号に 掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあって は、第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体の行う 公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号から第8号まで及 び第11号に掲げる書類を除く。

(1)~(4) [略]

- (5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該施設 が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。
  - )を明らかにした縮尺 1,000分の1以上の各階平面図、2面以 上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排 水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにし た縮尺 1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約

(7)~(11) [略]

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条第4項第1号に掲げる事項の変更
- (2) 条例第7条第4項第5号に掲げる事項のうち、次に掲げる 事項の変更
  - ア 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者 の氏名
  - イ 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供 用期間
  - <u>ウ</u> 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
  - エ 第5条第3項第2号及び第3号に掲げる事項

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、 次に掲げるものとする。

(1)~(6) [略]

(7) 河川法(昭和39年法律第 167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第 249号)第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第 101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第 30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は 増築すること。

(8)~(35) [略]

- (36) 自然公園の区域のうち<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)</u>第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (37) 自然公園の区域のうち<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区 (以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(38)~(81) [略]

- (82) 自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (83) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣

変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第7条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の 氏名

- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供 田期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項 (特別地域内における許可又は届出を要しない行為)
- 第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、 次に掲げるものとする。

(1)~(6) [略]

(7) 河川法(昭和39年法律第 167号)第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第 1 条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第 249号)第 41条第 1 項若しくは第 3 項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第 101号)第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

(8)~(35) [略]

- (36) 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (37) 自然公園の区域のうち<u>鳥獣保護管理法</u>第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(38)~(81) [略]

- (82) 自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣保護管理法</u>第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (83) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣

- <u>の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第5項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (85) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(86)~(124) [略]

保護管理法第28条の2第5項の規定により環境大臣に協議し、 その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し 、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

- (84) 自然公園において<u>鳥獣保護管理法</u>第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (85) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣保護管理法</u>第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(86)~(124) [略]

附則

この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。ただし、第 5 条、第 6 条及び第19条第 7 号の改正規定は、公布の日から施行する。

動物用医薬品等取締細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第37号

#### 動物用医薬品等取締細則の一部を改正する規則

動物用医薬品等取締細則(昭和55年宮崎県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>薬事法</u>(昭和35年法律第 145号。以下「法」という。)、<u>薬事法施行令</u>(昭和36年政令第11号。以下「<u>令</u>」という。)及び動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第 107号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

別記

様式第1号(第2条関係)

[略]

<u>薬事法</u>第32条の規定により、配置従事に関し、下記のとおり届け出ます。

記

1 • 2 [略]

- 3 配置販売に従事しようとする者の氏名<u>、住所及び従事期</u> 間の連絡先
- 4 届出に係る区域及び期間
- 5 配置しようとする医薬品

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

動物用管理医療機器販売・賃貸業届出済証

[略]

薬事法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器販売

(趣旨)

第1条 この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「政令」という。)及び動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

改正後

別記

様式第1号(第2条関係)

[略]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律第32条の規定により、配置従事に関し、下記のと おり届け出ます。

記

1 • 2 「略]

- 3 配置販売に従事しようとする者の氏名及び住所
- 4 配置販売に従事しようとする区域
- 5 4の区域内において配置販売に従事しようとする期間
- 6 5の期間内における配置販売に従事しようとする者に対 する連絡先

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

動物用管理医療機器販売・貸与業届出済証

[略]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

#### 平成 27 年 4 月 30 日 (木曜日) 第 2688 号

# 宮崎県公報

・賃貸業の届出をした者であることを証明する。

[略]

[略]

関する法律第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器販売・貸与業の届出をした者であることを証明する。

[略] [略]

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の動物用医薬品等取締細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告示

#### 宮崎県告示第 309号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	指定障害児通所 支援事業所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定	事 業 等
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	の種類
4550300166	児童発達支援事業 所まんまる(保育 所等訪問支援)	延岡市大貫町 4 丁 目1332番地	特定非営利活動法 人SUNクラブひ まわり	延岡市野地町 4 丁 目3535番地 1	平成27年4月1日	保育所等訪問支 援
4550400016	風の子(放課後等 デイサービス)	日南市大字風田35 85番地	社会福祉法人つよ し会	日南市大字風田35 85番地	平成27年4月1日	放課後等デイサ ービス

#### 宮崎県告示第 310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

夕新	名 称 所在地		名称	
白 你	別往地	変更前	変更後	年月日
医療法人連理	小林市	医療法人連	医療法人連	平成27年

	会和田クリニ	理会せの内	理会和田ク	4月1日
	ック	科クリニッ	リニック	
		ク		
ı				

#### 宮崎県告示第 311号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-1	映画	愛棒-激情版-~ヒロとマモルの事件簿~	国沢組 <オーピー映画>	平成27年 4
27年-2	映画	未亡人女将 じゅっぽり咥えて	荒木組 <オーピー映画>	月21日
27年-3	映画	赤い玉、	ブロウアップ、ラフター <渋谷プロダクション>	
27年-4	映画	熟女ヨガ教室 今夜はギンギン!	清水組 <オーピー映画>	
27年-5	映画	ドM卒業 さよなら、ご主人様	小山組 <オーピー映画>	
27年-6	映画	帰れない三人 快感は終わらない	いまおか組	

_					
				<オーピー映画>	
	27年-7	映画	淫湯 ぬめり股	深町組 <新東宝映画>	
	27年-8	映画	ザ・トライブ (原題) П ЛЕМ' Я (THE TRIBE)	彩プロ (ウクライナ)	
	指定理由 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年 犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

#### 宮崎県告示第 312号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成27年11月2日から平成27年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計	検査期日	検査受付	検査場所	検査区域
量器		時 間		
質量計	6月3日	午前10時から	綾町役場	綾町全域
		午後4時まで		
	6月5日	午前10時から	国富町役	国富町全
		午後4時まで	場	域
	6月3日	午前 8 時30分から	宮崎県計	東諸県郡
	から7月	午後 5 時15分まで	量検定所	全域
	31日まで			
質量計	6月10日	午前10時から	西都市民	西都市全
		午後4時まで	体育館	域
	6月10日	午前 8 時30分から	宮崎県計	西都市全
	から7月	午後 5 時15分まで	量検定所	域
	31日まで			
質量計	7月1日	午前10時から	高城総合	都城市高
		午後4時まで	支所	城町全域
	7月6日	午前10時から	山之口総	都城市山
		午後4時まで	合支所	之口町全 域
	7月8日	   午前10時から	高崎総合	都城市高
	17,10 11	- 13.15m3 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	支所	崎町全域
	7月10日	午前10時から	山田体育	都城市山
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	午後4時まで	館	田町全域
	7月13日	午前10時から	三股町体	三股町全
		午後4時まで	育館	域
質量計	7月1日	午前 8 時30分から	宮崎県計	都城市(
	から8月	午後 5 時15分まで	量検定所	旧都城市
	31日まで			を除く)
				• 三股町
				全域

質量計	7月16日	午前10時から	小林市市	小林市全
		午後3時30分まで	民体育館	域(須木
				• 野尻を
				除く)
	7月17日	午前10時から	小林市市	小林市全
		午後3時30分まで	民体育館	域(須木
				• 野尻を
				除く)
	7月16日	午前 8 時30分から	宮崎県計	小林市全
	から8月	午後 5 時15分まで	量検定所	域(須木
	31日まで			• 野尻を
				除く)

#### 備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。

#### 宮崎県告示第 313号

土地収用法(昭和26年法律第 219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称 国富町
- 2 事業の種類

国富町中央コミュニティセンター(仮称)整備事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字荷取及び字浄知院地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

国富町中央コミュニティセンター (仮称) 整備事業 (以下「本件事業」という。) は、法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると 判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、国富町が、現在の中央体育館の老朽化等に伴い、多目的交流施設、防災倉庫等を備えたスポーツ施設を建設するとともに、普段は地域交流の屋外イベントや災害時は臨時駐車場としても使用できる交流広場等を整備するものである。

本件事業の起業者である国富町は、平成25年7月に「国富町中央コミュニティセンター(仮称)建設検討委員会」を設立し

、協議を重ねてきた。申請事業は、この検討結果を踏まえて実施されるものである。

また、起業者は、本件事業の実施にあたり、過年度から事業にかかる費用を計上し、平成27年度の予算についても町長が予算確保を確約するなど事業遂行に必要な財源措置が講じられており、起業者が申請事業を行う意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると 判断される。

- (3) 注第20条第3号の要件への適合性について
  - ① 事業の施行により得られる公共の利益について

現在、町民のスポーツや文化活動の拠点施設として中央体育館が利用されているが、スポーツを行うにあたり、必要な規模を確保できず、設備も整っていないため大規模な大会を開催することができない。また、展示や会合等を行う諸室がないことから、町民相互の交流活動の場を提供することができない。加えて、中央体育館は昭和50年に建設され、築後約40年を経過し、災害時の指定避難所でありながら、耐震対策が施されておらず、施設の老朽化・陳腐化が著しい状況となっている。

さらに、現在の場所では、来場者のくつろぎの空間となる 広場を確保することができないばかりでなく、専用の駐車場 がないため、深刻な駐車場不足に悩まされている。

本件事業の施行により、国富町の施策や、住民のニーズに沿った行事を適正な規模で、安全かつ安心して開催することができる。また、国富町中心部の居住者を現在よりも多く収容することが可能となる避難施設を確保することができる。

② 事業の施行により失われる利益について

本件事業に係る起業地付近では、宮崎県版レッドデータブックに記載された準絶滅危惧種に該当するルリビタキ、トノサマガエルが確認されているが、国富町一帯に広く分布しており、本件事業による改変面積も最小限に抑えられていることから、必要に応じ適切な措置を講じることによって、自然環境への影響は軽微であると予測されている。また、起業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、3箇所の候補 地について、交通アクセス、防災上の安全性等の社会的条件 、工事施行の難易、経済性について総合的に比較した結果、 本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号の要件への適合性について
  - ① 事業を早期に施行する必要性 現在の中央体育館は、耐震対策が施されておらず、複数箇

所の雨漏りにより雨天時の使用に支障があるなど、施設の老朽化、陳腐化が著しい。また、専用の駐車場がないため、深刻な駐車場不足に悩まされており、早急に施設を整備する必要がある。よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と 認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供さ れるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用 又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所 国富町教育委員会 社会教育課

# 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、綾町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ綾店

東諸県郡綾町大字南俣字郷鴫 180

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年3月25日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年4月30日から平成27年6月1日まで

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 狩猟免許試験の日時及び場所

試験は、平成27年度において3回行うものとし、その期日は次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前8時30分開始とする。

_	とする。			
D	区分	試験日	開始時間	試験会場
				宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橘通東2-10-1
	1	7月23日		宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22
	次試験	(木曜日)	午前9時	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代1561 - 1
第				宮崎県北諸県農業改良普及セン ター 都城市高木町6464
1				宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橘通東2-10-1
	2 次	7月23日	午後 1 時	宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22
	人 試 験	(木曜日)		宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代1561 - 1
				宮崎県北諸県農業改良普及セン ター 都城市高木町6464
	1 次	9月6日		宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橘通東 2 - 10 - 1
第	1 .	(日曜日)	午前9時	延岡市北方コミュニティセンタ - 延岡市北方町川水流卯 682
2	2	0 11 6 12		宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橘通東 2 - 10 - 1
口	次試験		午後1時	延岡市北方コミュニティセンター
				延岡市北方町川水流卯 682
第	1 1 5 次 1月24E		午前9時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橘通東2-10-1
713	式 験	(日曜日)	1 113 5 44	宮崎県西諸県農林振興局会議室 小林市細野 367-2

3	2			宮崎県庁附属棟会議室
	次	1月24日	午後1時	宮崎市橘通東 2 - 10 - 1
口	試	(日曜日)		
ш	験			宮崎県西諸県農林振興局会議室
				小林市細野 367-2

#### 2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条の規定に該当する者を除く。)

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回、第2回は網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許の試験、第3回はわな猟免許の試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験(1次試験)、技能試験(2次試験)とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない

#### 4 受験申込み手続

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に 掲げるものを添えて提出すること。
  - ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあっては、3,900円(宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。)
  - イ 52円の返信用郵便切手 1枚
  - ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合 にあっては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外に あっては、医師の診断書(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関 する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の 診断書) 1通
  - ェ 住民票 1通
- (2) 書類の提出先及び期間

書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、第1回試験の受験希望者は、6月1日(月曜日)から6月19日(金曜日)までの間に、第2回試験の希望者は、7月27日(月曜日)から8月14日(金曜日)までの間に、第3回試験の希望者は、12月7日(月曜日)から1月4日(月曜日)までの間に提出すること。

5 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。

申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

- 6 狩猟免許試験の合格者
  - 合格者には、狩猟免状を交付する。
- 7 狩猟免許試験についての問い合わせ

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興 局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第51条第1項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対

する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成27年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

平成24年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する 者

- 3 講習及び適性検査の内容
- (1) 講習
  - ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1時間
  - イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間
  - ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間
- (2) 適性検査
  - ァ 視力検査(矯正視力可)
  - イ 聴力検査(補聴器使用可)
  - ゥ 運動能力(補助具使用可)
- 4 講習及び適性検査の申込み手続

講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるものを添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に講習開催日の10日前までに提出するものとする。

- (1) 狩猟免許更新申請手数料 2,900円 (宮崎県収入証紙を狩猟免 許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。)
- (2) 52円の返信用郵便切手(郵送を希望する場合に限る。) 1 枚
- (3) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあっては、医師の診断書(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の診断書)1通
- 5 審査票の交付

狩猟免許更新申請書を受理したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。

申請者は、交付された審査票に写真(最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)1枚を貼り付けて当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け 付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けて いない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わない ものとする。

- 7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙は、宮崎県環境森林部自 然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに宮崎県猟友会に おいて交付する。
- 8 その他

詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時 会 場	対象区域
7月16日(木) 日之影町福祉館 午後1時30分 西臼杵郡日之影町大字 七折字中畑9079	日之影町
7月30日(木) 五ヶ瀬町町民センター 五ヶ瀬町町民センター 五ヶ瀬町大字 三ヶ所 10693 - 1	五ヶ瀬町
8月4日(火) 年後1時30分 理センター 西臼杵郡高千穂町大字 三田井1498	高千穂町
7月7日(火) 延岡市社会教育センタ 7 午後1時30分 - 延岡市本小路39-1	延岡市(旧延岡市)
7月8日(水) 日向市中央公民館第4 午後1時30分 研修室 日向市中町1-31	日向市
7月9日(木) 延岡市北方コミュニテ 午後1時30分 ィセンター 延岡市北方町川水流卯 682	延岡市(北方町)
7月14日(火) 延岡市北川コミュニテ 午後1時30分 ィセンター大会議室 延岡市北川町川内名72 50	延岡市(北川町)
7月15日(水) 日向市東郷体育館第 3 午後 1 時30分	東郷町
7月16日(木) 諸塚村役場大会議室 東臼杵郡諸塚村大字家 代2683	諸塚村
7月17日(金) クリエイティブセンタ F 午後 1 時30分 -門川 東臼杵郡門川町南町 6 - 1	門川町
7月21日(火) 午後 1 時30分 1 F 研修室 東臼杵郡美郷町北郷字 納間 401	美郷町(北郷)
7月24日(金) 宮崎県林業技術センタ	美郷町(西郷)

	'呂'	崎 県 公 報
午後 1 時30分	- 東臼杵郡美郷町西郷田 代1561 - 1	
7月27日 (月) 午後1時30分	北浦公民館講義室 延岡市北浦町古江1947 - 1	延岡市(北浦町)
7月28日(火) 午後1時30分	南郷多目的研修センタ ー大会議室 東臼杵郡美郷町南郷神 門 287	美郷町(南郷)
7月29日 (水) 午前9時00分	椎葉村開発センター 東臼杵郡椎葉村大字下 福良1761-1	椎葉村
7月31日(金) 午後1時30分	延岡市社会教育センタ ー 延岡市本小路39-1	延岡市(旧延岡市(祝子、南方、南浦))
7月10日(金) 午後1時30分	木城町総合交流センタ ー 児湯郡木城町大字椎木 2146 – 1	木城町
7月14日(火) 午後1時30分	高鍋町中央公民館 児湯郡高鍋町大字上江 8113	高鍋町・新富町
7月15日(水) 午後1時30分	川南町農村環境改善センター 川南町大字川南 13679 - 2	川南町、都農町
7月21日 (火) 午後1時30分	西都市役所東米良支所 体育館 西都市大字尾八重 9	西都市(東米良地区
7月22日(水) 午前9時00分	西米良村基幹集落セン ター 児湯郡西米良村大字村 所19	西米良村、椎葉村(大河内地区)
7月28日 (火) 午後1時30分	西都市コミュニティセ ンター 西都市聖陵町 2 - 26	西都市(妻・穂北地区)
7月29日(水) 午後1時30分	西都市コミュニティセ ンター 西都市聖陵町 2 - 26	西都市 (三財・都於 郡・三納地区)
7月6日(月) 午後1時30分	国富町農村環境改善センター	国富町、綾町

	東諸県郡国富町大字本 庄4778	
7月8日(水午後1時30分		宮崎市(高岡地区)
7月10日(金 午後1時30分		宮崎市(田野地区)
7月13日(月 午前9時00分		宮崎市(宮崎北地区 (北部支部))
7月13日(月 午後1時30分		宮崎市(宮崎北地区 (北部支部を除く) )
7月15日(水午前9時00分		宮崎市(宮崎南地区(南部支部))
7月15日(水 午後1時30分		宮崎市(宮崎南地区 (南部・田野支部を 除く))
7月7日(火 午後1時30分		えびの市
7月10日(金 午後1時30分		高原町
7月14日(火 午後1時30分		小林市 (野尻・紙屋 地区)
7月17日(金 午後1時30分		小林市 (小林・須木 地区)
7月2日(木 午後1時30分		都城市(高崎・山田 地区)
7月3日(金 午後1時30分		都城市 (西岳・夏尾 ・庄内・志和池地区 )
7月6日(月	) 山之口勤労福祉センタ	都城市(高城•山之

#### 平成 27 年 4 月 30 日 (木曜日) 第 2688 号

# 宮崎県公報

午後 1 時30分	一 都城市山之口町花木20 05	口地区)、三股町
7月7日(火) 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8	都城市(梅北・安久 ・中央地区)
7月6日(月) 午後1時00分	日南市国際交流センタ ー小村記念館 日南市飫肥 4 - 2 - 20 - 1	日南市(酒谷・吉野 方・板敷・東郷支部 )
7月7日(火) 午後1時00分	日南市南郷ハートフル センター 日南市南郷町中村乙70 51-25	日南市(南郷・細田支部)
7月8日 (水) 午後1時00分	日南市生涯学習センタ ーまなびピア 日南市木山 2 - 4 - 44	日南市 (鵜戸・油津 ・吾田支部)
7月9日 (木) 午後1時00分	日南市北郷環境改善センター 日南市北郷町郷之原15 65	日南市 (郷之原・北 河内・小河内支部)
7月10日(金) 午後1時00分	串間市総合保健福祉センター 串間市大字西方9365-8	串間市
8月5日 (水) 午後1時30分	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橘通東 2 - 10 - 1	県内一円

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基

本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成27年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業地域 延岡市

3 作業期間

平成27年4月27日から平成28年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2582号により公告した基本測量(機動観測)が平成27年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。 平成27年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成27年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(単価契約) 平成27年度発行予定部数 2,178,000部(毎号約 363,000部×年6回)

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目 10番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年4月16日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350番 1
- 5 落札金額 20.08円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 平成27年3月5日

# 企業局企業管理規程

企業局公有財産取扱規程の一部を改正する企業局管理規程をここに公表する。 平成27年 4月30日

宮崎県企業局長 四 本 孝

### 宮崎県企業局企業管理規程第4号

#### 企業局公有財産取扱規程の一部を改正する企業管理規程

企業局公有財産取扱規程(平成25年宮崎県企業局企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(行政財産の用途の変更又は廃止)	(行政財産の用途の変更又は廃止)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 課の長は、行政財産の用途を廃止したときは、当該用途の廃止	2 課の長は、行政財産の用途を廃止したときは、当該用途の廃止
によって生じた普通財産を用途廃止財産引継書(別記様式第7号	によって生じた普通財産を用途廃止財産引継書(別記様式第7号
)により、直ちに総務課長に引き継がなければならない。ただし	)により、直ちに総務課長に引き継がなければならない。ただし
、 <u>第5条第3項</u> ただし書に該当する普通財産については、この限	、 <u>第4条第3項</u> ただし書に該当する普通財産については、この限

りでない。

(公有財産の貸付け)

第18条 総務課長は、公有財産を借り受けようとする者については、個人にあっては公有財産借受申請書(別記様式第8号)を、法人又は法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)にあっては公有財産借受申請書及び役員等一覧(別記様式第9号)を提出させ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を受けなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国又は地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときはこの限りでない。

(1)~(13) [略]

2 • 3 [略]

(公有財産の貸付期間)

- 第19条 公有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に 応じ、当該各号に定める<u>期間を超えない</u>ものとする。
  - (1) 建物の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の適用を受けるもの 50年
  - (2) 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法<u>第24条</u>の適用を受けるもの 20年
  - (3) 前 2 号に掲げる貸付けを除くほか、建物の所有を目的とする土地の貸付け 30年
  - (4) 植樹を目的とする土地の貸付け 20年
  - (5) 前各号に規定する目的以外の土地、建物又は建物以外の土地の定着物の貸付け <u>5</u>年
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の貸付けについては、特 に必要があると認めるときは、<u>同号に定める期間</u>を超えて貸し付 けることができる。
- 3 第1項に定める期間は、同項第1号及び第2号の貸付けを除く ほか、更新することができる。この場合において、その期間は、 当該更新のときから<u>同項に定める期間</u>を超えることができない。

(公有財産の貸付期間の延長及び更新)

第24条 課の長は、公有財産の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、個人にあっては公有財産借受期間延長(更新)申請書(別記様式第12号)を、法人等にあっては公有財産借受延長(更新)申請書及び役員等一覧を借受期間満了の日前15日までに提出させ、決裁を受けなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国又は地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときはこの限りでない。

(行政財産の目的外使用許可)

第29条 総務課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国若しくは地方公共団体その他公共団体にあっては行政財産使用許可申請書(別記様式第17号)を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を受けなければならない。ただし、企業局長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(1)~(6) [略]

(7) 使用料を<u>無償とし</u>、又は減額しようとするときは、その理由及び根拠

(8)~(14) [略]

りでない。

(公有財産の貸付け)

第18条 総務課長は、公有財産を借り受けようとする者については、個人にあっては公有財産借受申請書(別記様式第8号)を、法人又は法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)にあっては公有財産借受申請書及び役員等一覧(別記様式第9号)を提出させ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を受けなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国又は地方公共団体その他公共団体に貸し付けるとき、その他総務課長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)~(13) [略]

2 • 3 [略]

(公有財産の貸付期間)

- 第19条 公有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に 応じ、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 建物の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の適用を受けるもの 50年以内
  - (2) 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法<u>第23条</u>の適用を受けるもの 50年未満
  - (3) 前2号に掲げる貸付けを除くほか、建物の所有を目的とする土地の貸付け <u>30年以内</u>
  - (4) 植樹を目的とする土地の貸付け 20年以内
  - (5) 前各号に規定する目的以外<u>の目的のため</u>の土地、建物又は 建物以外の土地の定着物の貸付け <u>5年以内</u>
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の貸付けについては、特 に必要があると認めるときは、<u>50年</u>を超えて貸し付けることがで きる。
- 3 第1項に定める期間は、同項第1号及び第2号の貸付けを除くほか、更新することができる。この場合において、その期間は、当該更新のときから、同項第3号の貸付けにあっては30年を、同項第4号の貸付けにあっては20年を、同項第5号の貸付けにあっては5年を超えることができない。

(公有財産の貸付期間の延長及び更新)

第24条 課の長は、公有財産の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、個人にあっては公有財産借受期間延長(更新)申請書(別記様式第12号)を、法人等にあっては公有財産借受期間延長(更新)申請書及び役員等一覧を借受期間満了の日前15日までに提出させ、決裁を受けなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国又は地方公共団体その他公共団体に貸し付けるとき、その他課の長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政財産の目的外使用許可)

第29条 総務課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国若しくは地方公共団体その他公共団体にあっては行政財産使用許可申請書(別記様式第17号)を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を受けなければならない。ただし、企業局長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(1)~(6) [略]

(7) 使用料を<u>免除し</u>、又は減額しようとするときは、その理由 及び根拠

(8)~(14) 「略]

<u>2</u>~<u>3</u> [略] 様式第9号

「略]

F					
役職名	ふり	がな	性別	住 所	生年月日
	氏	名		_(都道府県名のみ)	
[略]					[略]
「肥工					

2 前項本文の規定にかかわらず、総務課長は、特に必要がないと 認めるときは、役員等一覧の提出を省略させることができる。

<u>3</u>~<u>4</u> [略]

様式第9号 「略]

Lmp J			
役職名	ふりがな	性別	生年月日
	氏 名		
[略]			

[略]

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の企業局公有財産取扱規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の 事項を適宜補正して使用することができる。

# 教育長訓令

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 平成27年4月30日

> 宮崎県教育委員会教育長 飛 田 注

#### 宮崎県教育委員会教育長訓令第5号

本 庁 各出先機関 各教育機関

#### 教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程(昭和61年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(教育財産等の貸付期間)

第20条 教育財産等の貸付期間は、次に掲げる貸付けの区分に応じ 、当該各号に定める期間を超えないものとする。

- (1) 「略]
- (2) 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く 。)の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法第24条の適 用を受けるもの 20年
- (3) 前2号に掲げる貸付けを除くほか、建物の所有を目的とす る土地の貸付け 30年
- (4) 植樹を目的とする土地の貸付け 20年
- (5) 前各号に規定する目的以外の目的のための土地、建物又は 建物以外の土地の定着物の貸付け 5年
- に必要があると認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付 けることができる。
- 3 第1項に定める期間は、同項第1号及び第2号の貸付けを除く ほか、更新することができる。この場合において、その期間は、 当該更新のときから同項に定める期間を超えることができない。

改正後

第20条 教育財産等の貸付期間は、次に掲げる貸付けの区分に応じ 、当該各号に定める期間とする。

(1) [略]

(教育財産等の貸付期間)

- (2) 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く 。)の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法第23条の適 用を受けるもの 50年未満
- (3) 前2号に掲げる貸付けを除くほか、建物の所有を目的とす る土地の貸付け 30年以内
- (4) 植樹を目的とする土地の貸付け 20年以内
- (5) 前各号に規定する目的以外の目的のための土地、建物又は 建物以外の土地の定着物の貸付け 5年以内
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の貸付けについては、特 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の貸付けについては、特 に必要があると認めるときは、50年を超えて貸し付けることがで きる。
  - 3 第1項に定める期間は、同項第1号及び第2号の貸付けを除く ほか、更新することができる。この場合において、その期間は、 当該更新のときから、同項第3号の貸付けにあっては30年を、同

(教育財産の目的外使用許可)

第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人にあっては教育財産使用許可申請書(別記様式第23号)を、それ以外の法人等にあっては教育財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に使用させるとき、その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)~(5) [略]

(6) 使用料を<u>無償とし</u>、又は減額しようとするときは、その理由及び根拠

(7)~(13) [略]

2~5 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

# 正誤

平成27年4月16日付け県公報(第2684号)中

ページ	段	行	誤	正
3	左	42	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の代表者の氏名	大規模小売店舗を設 置する者の代表者の 氏名

項第4号の貸付けにあっては20年を、同項第5号の貸付けにあっ ては5年を超えることができない。

(教育財産の目的外使用許可)

第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人にあっては教育財産使用許可申請書(別記様式第23号)を、それ以外の法人等にあっては教育財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に使用させるとき、その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)~(5) [略]

(6) 使用料を<u>免除し</u>、又は減額しようとするときは、その理由 及び根拠

(7)~(13) [略]

2~5 [略]